

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

問合せ先 03 - 5803 - 1823

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	私立保育所事業運営補助金								
根拠規定等	文京区私立保育所事業運営補助金交付要綱								
創設年月	平成	14	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	19年	終了予定年月	
見直し年月	令和	3	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年		
見直しの内容	補助対象事業(余裕活用型一時預かり事業)の追加								
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		計画事業番号	
	5 民生費	4 児童福祉費	1 保育園費	8 私立保育園運営補助		1 私立保育園運営補助			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育を行う児童の在籍する保育所等が実施する保育事業に対し、補助金を交付することで利用者負担の軽減と保育サービスの向上を図り、もって児童福祉の充実に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	(1)11時間保育事業、(2)延長保育事業、(3)一般型一時預かり事業、(4)余裕活用型一時預かり事業、(5)給食事業						
補助対象経費の内容	11時間保育・延長保育の運営補助、一時保育の運営補助、副食費の補助						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 私立保育所事業運営補助金交付要綱別表に掲げる経費について算定基礎により算出した額を、補助の時期ごとに予算の範囲内で交付する。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	対象事業者へ直接連絡						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区 1/3	国 1/3	都 1/3	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由	11時間保育及び副食費に係る補助については区単独補助。			

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	56	73	89	99
決算(予算)額	516,998	699,167	914,476	1,130,246
国庫支出金	12,504	14,809	11,356	46,491
都支出金	12,504	14,809	11,356	46,491
その他	0	0	0	0
一般財源	491,990	669,549	891,764	1,037,264
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	保育園運営にあたっての基礎的な経費の補填により、利用者負担の軽減と保育サービス向上の一助となっている。
課題	保育園について、定員の空きが多く発生しているため、当該問題に対しての補填としての補助メニューも検討する。
今後の方向性	余裕活用型保育事業について、現在家庭的保育事業者のみが対象であるが、その対象者を拡充することを検討する。